

太子町町会等集会所整備事業補助金の流れ

◆補助金の額

補助率及び 補助限度額	区分	補助率	限度額	備考
	建築（新築）	60%以内	5,000千円（ただし、世帯数が40世帯未満の町会にあっては4,000千円）	
	改修	1/2 以内	500千円	
算出方式による額	（施設建築の場合） 建築基準単価×延床面積×補助率 （施設改修の場合） 改修事業費×補助率			
建築基準単価	構造区分	木造及び鉄骨		鉄筋
	1㎡当たりの建築単価	120,000円		140,000円

※補助金確定後、建築（新築）は20年間、改修等は5年間、この補助金の申請はできない。（要綱第16条）

①事前協議書の提出（町会・自治会 ⇒ 太子町）※前年の10月31日まで
（添付書類）位置図、概算事業費（見積書の写し等）



②事業の採否決定通知書（太子町 ⇒ 町会・自治会）※3月議会終了後



③交付申請書の提出（町会・自治会 ⇒ 太子町）
（添付書類）位置図、図面、事業費（契約書・見積書の写し等）、予算書



④補助金交付決定通知書（太子町 ⇒ 町会・自治会）



⑤工事（町会・自治会 ⇄ 業者）



⑥請求書・支払・領収書（町会・自治会 ⇄ 業者）



⑦事業完了報告書（町会・自治会 ⇒ 太子町）

（添付書類）請求書と領収書の写し、写真、決算書



⑧補助金確定通知書（太子町 ⇒ 町会・自治会）



⑨補助金請求書（町会・自治会 ⇒ 太子町）



⑩補助金の支払（太子町 ⇒ 町会・自治会）

◆問合せ

太子町役場 自治防災課

TEL：0721-98-5525（直通）

FAX：0721-98-4514

Mail：bousai@town.taishi.osaka.jp